

(注：本回答書は、そのまま PDF データ化して掲載します。)

平成29年6月 日

**司法書士法教育ネットワーク
会長 西脇正博 殿**

平成29年6月1日付「会長候補、副会長候補の皆様への公開質問状」に対する回答書

日本司法書士会連合会 会長候補 ・副会長候補

質問事項1 司法書士が法教育を実施することの意義について

「私たち司法書士は、国民一人ひとりが自らの権利と責任を意識し、①法的トラブルを未然に防ぐことができるような力を養い、②仮に法的トラブルに巻き込まれた場合には主体的に問題を解決することが可能となるように、さらに③司法制度が真に国民によって支えられる制度となるように、これまで以上に法教育活動に積極的に取り組む必要がある」と2016年版司法書士白書（第5章公共財としての司法書士、4. 社会貢献・人権擁護活動、③法教育推進委員会：118頁）にあるように、法教育を実施することは日本司法書士会連合会（以下、連合会という）の重要な活動の一つとして位置づけられております。

上記①～③を達成するための法教育活動は、「国民の権利の保護に寄与」することを目的とし「国民の権利の擁護と公正な社会の実現」を使命とする司法書士の公益活動として、たいへん意義深い活動であると考えます。さらに法教育活動を通じて司法書士制度を知ってもらうことができるという効果もあると考えます。

そこで、司法書士が法教育を実施することの意義について、どのようにお考えかについてお聞かせください。また、今後の司法書士による法教育活動を連合会がどのように支援していくべきかについてどのようにお考えでしょうか。

質問事項1 回答欄

質問事項2 弁護士や行政書士等の取り組む法教育との差別化について

昨今では、弁護士、行政書士、社会保険労務士等の他事業、他団体においても、積極的に法教育の取り組みがなされ、法と教育学会でもその様々な取り組みの発表がなされるなど、広くその活動は認知されてきております。司法書士会においても、法教育への取り組みについて、積極的に対外的なアピールをし、司法書士による法教育の活動がさらに広く認知されるよう努めるべきと考えます。

また、弁護士による法教育に特徴的な内容として模擬裁判があったりと、他事業による法教育にはその職能によりそれぞれ特徴のある法教育が展開されております。現在の司法書士による法教育の主なものも高校等に向いて出張法律教室をすることであり、その内容として扱うテーマは契約、消費者問題、労働、人権、成年後見と多様です。そこで、司法書士による法教育への取り組みの独自性（他事業との違いという意味）は何であると考えるかについて、お聞かせください。

質問事項2 回答欄

質問事項3 法教育に関する新人研修、会員研修の実施について

法教育に関することは司法書士試験に出題されるわけではないので、新人が、司法書士の法教育の取り組みについて知る機会は、ほぼ全員が受講する中央新人研修において外ないと言っても過言ではありません。しかし、現在の中央新人研修には法教育に関する講義はありません。連合会が取り組んでいる法教育について、司法書士が知る機会を得なければ、法教育に取り組む司法書士は増えません。そこで、中央新人研修にて法教育に関する講義をすべきと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、会員研修においても、法教育に関する知識を増やし、さらに法教育活動のスキルアップを図るべきと考えますが、この点についてもどのようにお考えでしょうか。

質問事項3 回答欄

質問事項4 法教育未実施の司法書士会について

連合会の法教育推進委員会が毎年実施している司法書士会あての司法書士講師派遣の法教育事業実施に関するアンケート調査の平成27年度分の調査結果を見ると、50会中、実に47会は何らかの法教育事業を実施していましたが、未実施の会も3会ありました。そして未実施の理由を見ると、①予算がない1会、②人員不足1会、③その他（申し込みがなかった）1会でした。

連合会が取り組みの一つとして掲げながらも未実施の会が3会ありますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

質問事項4 回答欄